

令和6年

# 議会運営委員会記録

令和6年2月29日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年2月29日（木曜日）  
午前10時00分 開会 午後 2時04分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	鳥 飼 雅 司 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	鎌 田 泰 春 議員
議 長	富 澤 啓 二 議員	副 議 長	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	赤 松 祐 造 議員		

◇欠席委員 1名  
委員外議員 萩 原 圭 一 議員

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件  
今後の議会運営について

午前10時00分 開会

○安保友博委員長 おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と2名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、萩原委員外議員から通院により欠席届が出ています旨、報告いたします。

本日の案件は、今後の議会運営についてです。

2月26日に開催した議会運営委員会終了後、正副議長及び議会運営委員会正副委員長から市長に対し、議事進行について申入れを行い、追って回答されることになっておりました。昨日、2月28日、市長から、「令和6年2月22日付『大島秀彦副市長に対する辞職勧告決議』は、事実誤認であり容認できるものではありません。大島副市長は、任期満了まで職責を全うする義務があり、副市長の職務として引き続き市議会に出席いたします。」という回答を得ました。

この回答を受け、今後の議会運営についてどうするべきか協議をしたいと思っておりますので、皆様の御意見を伺いたいと思っております。

この点で1点だけ確認しますが、回答書によりますと、令和6年2月26日に、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び議会運営委員会副委員長から要請のありました大島副市長を市議会に出席させないことに対しまして、以下のとおり回答しますというふうに記載をされておりますけれども、ここの部分でちょっと市側の事実誤認がありまして、我々としては、この出席させないということを要請したという事実はありません。あくまでも、我々の辞職勧告の中での意思としてその出席を認めないということを行っているにすぎず、それに対して市側は何ら対応しないので、今後の審議はどのようなふうに進めていくのかということについて話をしに行ったというのが事実です。そのことを踏まえてお話しいただければと思います。

今後について御意見のある方はお願いします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 意見ではないんですけども、今の状況を市民がどのように捉えているのか、私は何人かの人から電話がかかっています。市民の今、議会に対する心情をみんなのように捉えて、察しているのか、御存じでしょうか。

私のほうに白子のほうからかなりのオピニオンの方ですけども、夜中に電話があつて、30分ぐらいもう電話を切らずに話を聞いていました。やはり、議会をこのように止めてはいけません。テレビを見ていたらいいですよ、ユーチューブを。そうしたら、真っ黒けのまま、それは私から説明しました。自分でちゃんと近いうちに説明して、なぜ議会が停止になっているのか。そうしたら、そのように事務局が説明で書いていました。だから、明くる日に書いていますでしょうということで納得はされました。

また、ある人は、これは今日ですけど、市民の状況、いつまで議会のボイコットするんだとどなっていた人がいましたよ。どなりましたよ。それはもう私と顔を合わせれば、そういうことを言わないんでしょうけれども、駅で議員が立っているということで。議会ボイコットのように見える人もいます。

もう一人の人は、いつまで裁判の話を、要するにやっているんだと。もっと区画整理とかやることがいっぱいあるだろうということを言われています。

そのような状況なので、今回こういうことになっていますけれども、速やかに議会が開けるように持っていくべきだと私は思います。

**○安保友博委員長** すみません、ちょっと分からないので一遍確認ですけれども、テレビとユーチューブで見たというのは何のことでしょうか。

赤松祐造委員外議員。

**○赤松祐造委員外議員** テレビというのは議会の実況中継、1日目の。施政方針を楽しみに聞いていたんだけど、途中から休憩のままになって、真っ黒けになったと。それはその日に議会運営委員会があって、私としては議会運営委員会の中で事務局に対してその説明を載せてほしいということ言って、その日の、明るくなるかな、ちゃんと載っていましたから、追っかけちゃんとやっていますよということはいました。

やはり実況中継しているときは、何か大きなことがあったら、そこはやっぱり早くニュースを載せるべきです。時間がたったらいいように人は捉えないから、クイックレスポンスというか、そんな状況で、市民は。

それと、この毎日新聞に載っているのを見て、電話をかけてきた人もいます。私としては、速やかに議会を開くように一応話はしますと言っています。

**○安保友博委員長** 1点確認しますけれども、議会を速やかに開きたい、審議をしたいという話は、先日の議会運営委員会でも全議員がそのように考えているということを正式に確認しております。

その上で、これまでの不祥事等に関する追求を続けていることについて、どういうふうに捉えるかは各議員の判断によるかとは思いますが、そのことをいつまでやっているんだかというそういう批判に関しても、それは一つの御意見としてはあるかもしれませんが、それを差し置いてでも先に進めるべきだという話は、またそれも各議員の判断ではありますけれども、しっかりと議論を積み重ねていくというところ、この部分の重要性というのも一議員として御理解してほしいなと思います。

赤松祐造委員外議員。

**○赤松祐造委員外議員** 私が今言ったことは、市民のそういう声があるということを伝えたのであって、私自らはこの状況はよく分かっています。その状況を全部そんな市民1人1人、電話があれば答えられますけれども、ない人にはできないし。

だから、そういう面で議会として市民に、一番は議会事務局のホームページにしっかり今日

もこういうことがあれば、どんどん載せていくということが必要ではないかなと思います。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々としては、昨日も議員と語ろう和光の未来という形で、市民の方々に、今の自分たちの思いだったり、様々な経緯というのをお伝えさせていただきました。約170名ほど来たかと思いますが、その中で私は多くの方が今の議員がやっている行動というのを頑張れと後押ししていただく声もたくさんあったかなというふうに思っています。

先ほど、赤松議員からあった声というのも一部あるかと思いますが、市民全体の総意ではないというふうに私は感じています。様々な立場によって観点は異なるかもしれませんが、ある意味では今回の決議案を評価していただいている方も多くいらっしゃるというのは申し添えておきたいと思います。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 先ほど、赤松議員が言われていた市民の方からいつまで裁判のことを長くやっているんだという話があったということなのですが、昨日の議員と語ろう和光の未来の中でも、これまで市長は、裁判の結果が出たら説明するというふうに答弁されていたことに対して、今、結果が出ているので、今こそこういったことをしっかりやっているということを説明して、市民の方もありがとうございますというような声が多くあって、議員が一生懸命取り組まれていることについて感謝の声が多くありました。

なので、そういった裁判が長くかかるので、まだこれからもいろいろ結果が出てくるものが多くあります。ですので、この1つ目の国家賠償4,870万円に対していち早く市民に説明を行うと言っていた市長が1月9日に国家賠償で支払った後、速やかにとおっしゃっていたことに対してまだ行われていない、また年度が変わってから行うというような答えがあったことにとっても残念に思っておりますので、その辺についてやはり市民にはしっかりと丁寧に説明をしていかなければいけないということを改めて思いました。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 一人の議員として意見を述べたいんですけども、先ほど赤松議員の市民の声としてそういうものがあるということに対して、非常に強く思うところがあるので一言申し上げます。

これまで不祥事が発覚してから、私は一貫して市の責任と原因究明についての追求をしてまいりました。それに対していつまでやっているんだという声があるのも承知はしています。

だけれども、先ほど伊藤委員からもあったように、市の答弁は、裁判の結果が出ないと判断ができないということで答弁が一貫しています。

だけれども、私は、いや、そうではない。これはあくまでも市政の話なので、裁判の結果はもちろん重要かもしれないけれども、市長の責任、副市長の責任については、これは政治の問題であると。その政治家としての責任はどのように取るのかということに対して一切答えても

らえなかったというのがこれまでの経緯です。

そして、百条委員会の中でも述べていますけれども、裁判の結果を待つというふうにとちらとしても留保をして、その上でそれに対して適切に判断をしてほしいということ。そして、今回、その裁判の第1個目の結果が出た。それがその和解案です。

また、市側としては、過失割合の話をしきりに、今の大島副市長もまた前市長も、今の現市長もしているんですけども、和解に応じた以上、過失割合なんていうのは裁判所から何も提示はされないんです。では、今までずっと待っていたけれども、どのようにその過失割合を市側として判断するのか。それもいまだに示されていません。それは12月の段階です。

なので、市民から、いつまでその裁判の話を引っ張っているんだという話をされたとしても、それは実際そこに臨んでいる議員として今こういう状況なんだという話をぜひ説明して、市民に納得してもらいたいし、市民がこう言っているから、今の話はすっ飛ばして早く議論を進めるべきだという話は、議員として、私は到底受け入れられない。議員であるならば、今の状況をしっかり自分で消化をして、そういうふうに出てきた市民に対しては、しっかりと納得できるように説得をしていただきたいし、説明もしていただきたい、そのように強く思いましたので、一言言わせていただきました。

私としては、早く審議をしたい。そして、市長サイドとしても、マスコミに対して議会が審議を拒否しているということを一方的に言うのではなくて、議会に対してしっかりとコメントを欲しい。市長からは、我々に対しては何のコメントもありません、いまだに。そのことをしっかりと認識してほしいと切に思います。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 私も、これまでの市の姿勢というのがやっぱり問われて、今現状に来ているのではないのかなというふうに思うんです。今までの不祥事であったり、市民に対して説明をするという部分に対してほとんどと言ってもいいんじゃないかなというぐらい先延ばしにしたりとか、その説明不足というのは見受けられると思っているんです。

本来であれば、市は市民に対して説明をする責任がある。先ほど伊藤委員も安保委員も言っていましたけれども、裁判というのはすごく長くかかってやっとこの1つ目が出たのにもかかわらず、議員の立場からして説明は早くしてくださいと言っているものの、先送りにしたりとか、ほかの事業にしても説明責任を果たしてくださいねと言っても、今までの市の姿勢というのは後回しにしていたんですよね。

だから、そこら辺でやっぱり真摯に市民に対してもやっていくべきなのではないかなという部分で、今回も議会が突っぱねているわけではなくて、やっぱり議会としても審査をしていくべきだという思いはすごい強くあるので、何回も交渉に行っていますけれども、市の認識と議会の認識が食い違っていたりとか、それぞれの立場で認識というのが全然違うので、そこら辺はやっぱりしっかりとこちら側も理解する部分はあるかもしれないけれども、市側も市議会が

どういうことを意図して言っているのかというところは、突っぱねるのではなくて、もう少し理解して歩み寄る必要があるのではないかなど。

だから、議会のほうは大分いろいろ率直なお話はさせていただいていますけれども、そこら辺が正直難しいような状況が今続いているという状況だと思います。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 1つお聞きしたいんですけども、26日の日に、議長、副議長、そして委員長、副委員長の4人で行かれて、結構な時間お話をされてきたと思うんですけども、私たちはこうして議会運営委員会を何度も開いて、対話をしています、執行部側、あと市長との話合いの様子とか、対話をされているという様子を伺ったのであれば教えてください。

○安保友博委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 詳しく伺ってはいないんですね。

ただ、そのとき一緒に対応していただいたのは、市長、あと企画部長、総務部長の3名でした。3人では、もう毎日のようにずっとその話をしているというふうには、市長がおっしゃっていました。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 私たちは議員として早く審議をしたいということで議会運営委員会も開いて、これまで協議をしてきて、そして、正副議長、また正副議会運営委員長にこれまでいろいろと執行部、市長と話をさせていただいて、本当に連日いろいろな交渉をしていただいたのかなというふうに思っているんですけども、これを議会運営委員会の中で早く審議を進めたいという気持ちでそういう交渉に当たっていただいたんですが、先ほど、安保委員の発言の中で市長からの意見というのは、全然出てこないという話がありました。

そういうところもあるんですけども、市長からの意見というか、そういう話合いの中でどのように進められて、どのような形で、形というか向こうの意見があったのか、これまで何回か協議していると思うんですけども、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○安保友博委員長 26日に、お話ししている中で、市長から話があったことについて、会議録があるものではないので、水面下でやったということがありますので記憶の範囲でお話をしますと、まずは市議会としては双方に歩み寄るべきだ、市議会としても市側に歩み寄るべきだと。今回の結論としては、回答書にあるとおりというふうに市は考えているので、もし市議会側が歩み寄るとすれば、その決議案、辞職勧告の決議案の内容を修正するなり何なりして、市側が受け入れられないものを解消すれば、市側としては審議ができるというような回答があったというふうに記憶をしています。

しかし、私としては、それに対して一度市議会でも多数決をもって議決をしているものなので、それを修正してもう一度出すというような話というのは聞いたこともないし、そんなことはできるわけがないという回答はさせていただいたと認識をしています。

また、もう一回繰り返しになりますけれども、我々としては市側に審議をするためにどうし

たらしいのかという話を何度も、それは議長からも言っていますし、我々議会運営委員会の正副委員長も含めて言っていますし、それは繰り返し正式な場でも協議をした上でそういうふうアプローチをかけていますけれども、市側が議会に対して何かアプローチをかけてきたという事実は、今まで1回もありません。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 私も参加させていただいたんですけれども、初めに回答書を持ってきましたということで、どういう回答書かというのを別に読むわけでもなく、書面で渡されて、私たちの意志はこういうことですかということで、その内容というのもどういうふうな部分が賛同できないのか、回答書の中で、事実誤認であり、容認できるものではありませんということだけを初めに言っていて、どこが容認できないのかという具体的な説明もなく、そういう状況だったんですよね。

実際に、話し合っていく中で、その認識のずれがあって、だからそこら辺の受け止めというのが、正直、正確にどういう部分だったのかというのが相手方が分かっているような感じでは、自分はなかったのではないかと、何か実際には丁寧に議論ができていたような感じではなかったのかなという状況でした。

○安保友博委員長 この回答書が来たときのお話の中で、副議長からホームページに載せた件についてコメントがあったので、その件を御紹介いただけますか。

小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 4人で話をしにいった22日の日でしたかね、お互いに歩み寄りをしていこうという方向性で話をしていたその数時間後に、事実誤認であり容認できないという内容のタイトルをつけた記事がホームページに更新されました。

このタイトルを見ただけでも、辞職勧告決議が事実誤認であるというふうに断定されておりますので、あれを見ただけでも議会がやっていることは間違っているということを示されているということは、すぐに分かるようなタイトルでありましたし、まずもってその前に議会にこういった判断をしたんだというような報告もないまま、ホームページにそのような内容を上げるということが果たして行政として適切だったのか。また、その内容についても行政のホームページに載せるべき内容としてふさわしいものなのか、大変疑問であるということ。それから、この場だけを見てしまえば、ともすれば市民の皆さんの考え方や理解の方向性を一方に偏らせるようなそんな危険性も含んでいるんだけど、そういうことも考えた上での更新であったのかということ伺いました。

そのお話をしていましたら、そういうことであればちょっと文言のほうは検討させていただきたい、検討されるということでしたので、それ以上は申し上げませんでしたけれども、その後はタイトルのほうは変わってありました。もちろん、市の対応についてというタイトルになりましたので、市の対応はこういう対応ですということで、中身のほうは変わってありません。それは、正式な文書として市議会に出されていますので、変わりようはないと思っております



が、一応タイトルは変わっておりました。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 さきの議会運営委員会で、私は提案して、議長、副議長、委員長、副委員長が行って、話をされたらと言ったことで、その内容は、28日にホームページに載ってびっくりしたんですけども、大島秀彦副市長に対する辞職勧告決議に対する市の対応で、2月26日に、議長、副議長、議会運営委員長及び副委員長から、大島秀彦副市長を議会に出席させないことについてのお話があり、本日次のとおり回答しました。

回答。

令和6年2月22日付。

大島秀彦副市長に対する辞職勧告決議は事実誤認であり、容認できるものではありません。大島副市長は、任期満了まで職責を全うする義務があり、副市長の職務として引き続き市議会に出席いたしますという回答を見たんですね。

今朝、これを読んで、やはり議会事務局もこちらのやっていることを載せればいいじゃないですか。市民に知ってもらうために、それは必要だと思います。私はこれを読んでみて、こうやってオープンにする、私の信条はオープンな協働なわけなんですよ。和光市はみんなで作ろうというわけですから、あまり対立した関係で物事を進めると、多くの市民はいい感情を持ちませんので、やはりオープンに、こちら側もオープンにしてどんどん発信すればいいと思うんです。それで、市民が見ればいいです。議会だけで先走っているように、今見られていますから。だから、ここでしゃべっていることをどんどんオープンにしていって。

だけれども、そんなことも待ってられないんですよ、今。3月定例会は、大切なことがいっぱいあるわけです。保育園の3月中に出す補助金も流れたわけでしょう。これは僕らの責任ですよ、やっぱり。私は思っています。

だから、やはり会議していることをどんどんオープンにして、早く市民に理解してもらって、議会を進めるべきだと私は思います。

○安保友博委員長 1点補足なんですけれども、前回そういう話が出ましたので、市議会のホームページのほうで、2月27日付、議長名で、本会議の進捗状況についてということで、これまでの経緯を話し、正副議長、議会運営委員会正副委員長が市長と面談し、議事進行について申入れを行いました。執行部の対応については、追って回答されることになりました。回答があり次第、議会運営委員会を開催して、議会運営について協議する予定ですというふうに、こちらとしてもちゃんとやっていることは書いています。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 それは、私、意見を言った人には書きました。

だけれども、その後の市から私たちにこういう回答がありましたということも、回答を待っていることを、1回目の回答がありましたということも、またそちらで流せばいいわけです。それで、さらに検討していますと。そうしたら、同じ立場で理解してもらえるわけです。検討

をまだ待っている段階でしょう。

○安保友博委員長 整理しますけれども、それが出てきたから今後どうするかという話を今しているんですけれども。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 だけれども、それはちょっと遅いんじゃないですか、市民から見ると。

○安保友博委員長 昨日、回答が出てきて、それから議会運営委員会を直ちに開きますよという話を前回していて、回答が来たので、今日、今ここでやっているんですけれども、それが遅いんですか。ちょっと意味が分からないですけれども。

休憩します。(午前10時29分 休憩)

再開します。(午前10時30分 再開)

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 でも今の状況からいくと、ちょっと遅い気がするんだ、私の感覚からいくと。

○安保友博委員長 赤松議員に申し上げます。

もう一度確認ですけれども、前回の議会運営委員会で市長に申入れをするということをして、それをしてきました。それに対して回答があったのは昨日です。なので、その時点でこれを議長報告として全議員に報告をし、その上で議会運営委員会を開催する通知を出し、そして今ここに臨んでいるわけです。

これが遅いと言われるのであれば、それ以上どうしろというのか、それについての御意見をいただきたいと思います。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今日の会議についても何で10時にしたのですか。そんなの後ろにしないで9時ぐらいで早くやれば。いつもだと9時半じゃないですか。一つ一つが遅いんだよ、私から見ると。そういう感覚がよくないと、私に言わせれば。

○安保友博委員長 休憩します。(午前10時31分 休憩)

再開します。(午前10時32分 再開)

赤松議員に申し上げます。

今回、議会運営委員会の中で議会の日程については、回答が出次第調整をする。また、菅原委員からも意見がありました。もう出たからといって、今日の今日、これからこの後、1時間後にやるとか、そういうのは日程の調整もあるのでしっかりやってほしいと。

そういう配慮をした上で、議会運営委員会委員長の責任で、今日10時からというふうに招集をかけております。

それについて文句があるのであれば、それについては承ります。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今の話を聞くと、先に協議されているのであればいいけれども、私は

ちょっと誤解してしまっていて、議会運営委員長が独断で10時にしたのかなと思って。それは、協議しているのであればいいです。そういう協議をして、お互いの少ない代表の方でもいいですから、合意形成した中で物事を進めていけば問題は起きないと思います。それはそれで、ちょっと言い過ぎたかも分からないけれども、訂正します。訂正というか、謝ります。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 いろいろ協議されたという報告を受けて、市側の回答が出たということですが、副市長が出るか出ないかで退席されている議員がいらっしゃるということで、私どもは、私とうちの会派は、この決議については、22日の朝、議会運営委員会で初めて見たというのが実際のところで、かつ内容的には、これは無理があるということで反対をしたということは改めて申し上げて、反対というか、賛成はしなかったということでもあります。

先ほど、委員長から26日に話をしたとき、決議の変更云々という話がありましたけれども、相手側からそういうような話があって、その場でそういうことはしないというようなことでしたが、そういう話があったならば、持ち帰ってきて、こういう話があったのでどうしましょうということもあってしかるべきだったのではないかなと、先ほど、話を聞いていて思ったんですけれども。

今のままだともう平行線のままのわけで、これからどうしようと言われても、相手方からそういう話が出たということとその場でしないということで、それを受けてこういう回答が来たということでもありますので、なぜそれを持ち帰って、協議するというところにされなかったのかなというふうに感じました。

いずれにしろ、早く審議を進めたほうがいいと思いますので、改めて申し上げます。

○安保友博委員長 休憩します。（午前10時35分 休憩）

再開します。（午前10時38分 再開）

菅原委員。

○菅原満委員 記録がないので、記憶をたどって報告されているということもあるので、こちら側としても誤解をした面があるかと思しますので、その点についてはお話し申し上げます。

ただ、記録がなく、口頭での記憶に頼っての報告だと誤解も与えるので、その辺、これからあるかどうか分からないですけれども、これから記録を取っていただければと思います。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほどから記憶をたどってというところの議論がありますけれども、正式な回答を基に考えますと、一番重要なことは執行部から出てきた事実誤認であるため、到底容認することができないという文言、これについて我々としてどういうふうにか考えるかというところが重要なところかなと思っております。

基本的には、百条委員会の最終報告書、これを基に我々は議論している、そういうふうにか考えております。それが事実誤認だということであれば、私自身はどこがどういうふうにか取って、事実誤認であるのか、それが執行部から説明がなければ、我々としてはあくまでも百条委員会

の最終報告書に基づいてやっているんだと。それを事実誤認だとするのであれば、それに対してどういうふうなところをもって事実誤認なのかを言ってもらわないと、それは我々としてはなかなか判断しづらいというふうに感じております。

また、先ほどから平行線になってしまうのではないかというような意見、こちらもあるかと思えます。我々としては、大島副市長の辞職勧告を出させていただいたときに、まず前文として、議会として委員会や議会への出席を認めないと、そういうような議会としての仕事をして、提出し、その上で勧告の内容として寄附を求めることだったり、即日、退職するという形になるのであれば、それ以降の給与については返納するなど、そういったような勧告の内容を記しております。

あくまでも、その前文の認めないというところについては、あくまでも、議会が主語でありますから、そこについて執行部側としてそれを無視するような形で対応されていることは、議会としては非常に受け入れがたいというのが事実かなというふうに考えております。

それらが通ってしまうのであれば、ほぼ全ての議決というのが意味がなくなってしまうものなのではないかと。それこそ、民主主義としてどうなのかなというところも感じますので、その部分については、しっかりと議会として表明していかなければいけないところではないかというふうに受けとめております。

**○鳥飼雅司副委員長** 議事を委員長と交代します。

安保委員。

**○安保友博委員** 1点だけ菅原委員に一議員として申し上げたいんですけども、議会運営委員会で協議をし、そこで市長を呼び出すかどうかという話があったときに、まずは正副議長と正副議会運営委員会の委員長で話をしておいてという話が総意としてまとまりましたので行ってきました。それはあくまでも非公式の場であり、仮に自分たちで記録したとしても、それは正式な記録ではありません。

そうした中で、今回正式に公文書として回答書が出てきたんです。菅原委員は、これまでも何度もいろいろな場面で、あくまでも文書に書いてある文言で判断するというのを、これまで何度も何度も繰り返し述べられてきました。何で今回だけはこれを無視して、そこで話したことをもっとつぶさに説明すべきだとか、それを隠していたかのような発言をされましたけれども、実際に市の回答はこれだと来ているわけじゃないですか。そうしたら、この字句に従ってお話をすればいいんじゃないですか。完全に矛盾していると思いますけれども。これは私自身が提案したものに対しての質疑でも、そういう指摘をされていますので、それは一つの抗議として受け止めていただければと思います。

**○安保友博委員長** 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

**○菅原満委員** 一つの御意見としてお聞きしました。

先ほど、鎌田委員から、我々、百条委員会についてで、それについて事実誤認ということで

すけれども、あえて言うならば辞職勧告決議について事実誤認があるというふうに相手方は言っていると私は理解しております。一応それだけ申し上げておきます。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 法的言葉の解釈の難しさがあって、簡単に言えないかも分からないけれども、事実誤認があるものを、こちらが決議したからといって事実誤認ということは法律にのっとして、法律で保護される、また法律で裁かれることのないことの判断を事実誤認と向こうは言っているように私は解釈するんだけど、それをこちらが多数決で決まったからといって無理押ししちやったら、それはちょっと何かおかしいんじゃないかなというように捉えているわけですから。

事実誤認であれば、それは幾らこちらが強く言っても、向こうはどうか、大島副市長はオケケしないと思います。

今のこのやり取りを聞いていると、大島副市長は結構信念を持って最後まで席に座るということがこっちに伝わってくるわけです。だから、ずっと平行線になったら、それこそ議会が本当に毎日新聞に載っているように、空転がずっと続いてしまう。それをやっていいのかというのも、やっぱり私自身も問われているわけです。私は速やかにやるために何らかの決断をしなければいけないと。政治的な判断ですね。いろいろなみんなの意見を細かく細かく言うんでしようけれども、政治的な判断でしなければいけないと私は思います。

○安保友博委員長 1点確認ですけれども、共通認識としてももちろん全会一致は当たり前なんですが、多数決で議決をした場合、反対とした事実は残ったとしても、それというのは議会の総意になるということに関しては共通認識として持っていただきたいと思います。

例を挙げれば、自動運転の話、あれも可否同数で議長裁決で可決をされましたけれども、あのときに反対をした、私を含め反対が半分いましたけれども、でも可決された以上は、それは議会が認めたんだというふうに我々も理解しております。その旨、一言申し上げ、議員間で意識の共有をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 いろいろなことを物事を決めていく場合には、いろいろな意見がありますよ。その意見をお互い議論、討論をしていって、譲るところは譲って、最終的に合意形成。反対はしたかも分からないけれども、決まったことは決まったことですよ。それはもう私は以前に言ったとおり。

ただ、決まったことが本当によかったかどうか、それはおかしければ引き下がることも必要ですよ。そういうことを言っているんですよ。これ決まったから総意、みんなで渡れば怖くないという感じで動いていると、一步間違ったらえらいことになってしまいます。だから、議会が開かれなかったら誰が責任を取るんですか。今日私はどなられたんですよ。私のほうには向いていなかったけれども、何議会議をさぼっているんだという、青年がいましたよ。それは何をみているかちょっと分かりませんが、怒られたと思っていますよ、私も。自

分の問題として捉えてね。会って話せば、全部説明はできるよ。だけれども、説明を聞く前に市民はそうやって判断をするわけですよ。そういうことです。

そういうこともやっぱり体で捉えて。ここで筋道を通すことばかりやっていたら、全然議会は進みませんよ。恐らく大島副市長は力がある方だから、私らが何やかんや言ったとしても、妥協はしないと思いますよ、絶対。そういうふうに見えますよ、私は。そういう器の人。

それで、私は若くて元気な安保委員長も行かれたらどうですかと言ったわけですよ。それでも、返ってきたのであれば、説明しろ、何しろとって事実誤認ですと言ってますよ。その場合どうしますか、ずっといった場合に。

**○安保友博委員長 鎌田委員。**

**○鎌田泰春委員** まず、私自身は、議会をさぼっているという認識はありません。

そこは私は現状でもこうやって議会運営委員会を開いて、一緒に議論して、そういった中で私はそれこそ事実として間違っているのではないかと、そういうふうに思います。あくまでも、我々としては真摯に議論している、そういうふうに考えています。

今の現状についてですけれども、辞職勧告の中で3つほどそういった勧告の内容があります。これについては、確かに法的な拘束力は持たない、それはおっしゃるとおりと思っています。だからこそ、勧告であるというところです。

ただ、その部分は執行部の解釈をもって、できる限り真摯に対応していただきたいと思っておりますが、副市長の出席を認めないということについては、これは我々の議会としての決定というふうに捉えております。これは執行部が受け入れる、受け入れないの問題ではなく、あくまでも議会としてそのように決定した。

やはり日本国憲法の第93条でも、この議会というのは最高の議事機関であると定められています。17分の13が賛成して、これを可決したということを含めて、今の執行部の対応は、私は不適切なのではないかというふうに思っております。だからこそ、民主主義を守るためにもこういったしっかりとした議論を通じて、今も議会運営委員会で水面下で交渉を続けておりますが、しっかりと毅然とした対応をしなければ、多数の議決で行ったとしても、それが無視されてしまうことにつながってしまい、ある意味では民主主義の崩壊につながるのではないかと、そういう懸念を持っています。

だからこそ、今、しっかりと議会運営委員会等で話し合っ、我々としては毅然とした対応をしていく必要があるのではないかと考えております。

**○安保友博委員長 伊藤委員。**

**○伊藤妙子委員** 今、市のほうとしては、大島副市長に対する問責決議に対してもホームページ上になされている内容と5点にわたっていろいろな管理監督責任ですとか、パワーハラスメントを放置した責任などについて、法的な責任、法的な責任を負うものではないという法的法的という言葉でそういったことを否定されているところですが、私たちは決議で市民からの代表を受けて、議員になっている私たちが決議したものは政治的な判断というか、そ

ったものを認めずに出席をされるという平行線になっていると思うんですけども、私も知識が薄い中での発言になるかもしれないのですが、例えば、地域で法的には問題はないけれども、皆さんから困るということで、例えば、地域の自治会ですとかそういったところで皆さんからある方に困っています、こうしてくださいとかと言っていることを認めないというような状況なのかなというふうに思うんです。

法的には守られていても、市民の皆さんの民意で困りますということを私たち、今、決議して、13名の多数決で決まったことを持っていつている状況なのかなというふうに思うんですけども、それを認めないということについて、赤松議員、菅原委員は、そういったことについては民主主義の中でどのように思われるか、お伺いしたいと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 先ほど、鎌田委員から憲法を引いたのがありましたけれども、議事機関であって最高機関ではないので、その辺はどうしてそういうふうに最高機関と言われたのかちょっとよく分からないので。

私としては、先ほども申し上げたとおりで、議会としてというか、多数で意思決定はされましたけれども、あくまでも審査をするという立場で、しかも出る出ないということについては、相手のある話ですので、民主主義云々ということ、1人1票という民主主義、デモクラティズムということ以前のことで判断していますので。

要は、いずれにしろ出るなどと言われても、向こうは出ると言っているんで、その辺もあるから今こうして議論しているということで、民主主義云々という議論ではなくて、議会をどう進めるかということの議論が求められているのではないかなというふうに思います。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今回、こういう問題が起きたのは、そもそも5年前、事件が起きたのは7、8年前でしょうけれども、東内被告のことで起きているわけです。それで、当初、議会運営委員会の委員長は、早く特別委員会をやろうと言ったけれども、裁判が決まるまでは待とうよということで延ばしたんですよ。

○安保友博委員長 違います。それは間違っています。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 いやいや、最初は特別委員会を立ち上げると。それで、ある時期が来て、もうコロナだ何だあって、裁判が進まないから、特別委員会を遅らせるわけにはいかないので、俺は安保委員長を。俺はかなりあなたは採択……。

○安保友博委員長 違います。裁判ではなくて、市が立ち上げた委託した第三者委員会が進まないから……。

だからその訂正をお願いします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 それを言いたいんじゃない。そういう状況の中で、もう5年ぐらい前

になりますけれども、吉田委員が議長の時、「赤松さん、裁判が決まるまで裁判のことはニュースレターに書かないでよ。」と。俺、今まで裁判のことは一切書いていないから。

要するに、議員1人1人が東内事件のことは分からないから、裁判が決まるまでは書くことはやめようということで箝口令を一応議会運営委員会の中で引いて、だから私はニュースレターに東内の、それまでは最初のうちは傍聴に行ったりいろいろやって……。

**○安保友博委員長** 箝口令というものはなかったし、裁判が出るまでそういう話をしないという話も、そういう事実も一切ありません。何の話をされていますか。

赤松祐造委員外議員。

**○赤松祐造委員外議員** そういうことがあるから、市民にはあまり裁判のことは私らはしゃべっていないんです、これが起きて、特別委員会の発表があるまで。その後も私は書いていない。だから、止めたのは、もう一応オープンにして、裁判のことをどんどん議員が書いていいとなれば、こういうものが全部関連しているわけですよ。こういうこともどんどん市民にアピールして行って、市民に理解してもらおう。そうしないと、議会だけが単独で動いているように市民は見えますよ。だから、知らないんですよ、裁判のことを。

**○安保友博委員長** 特別委員会の委員長だった私からもう一度整理しますけれども、事件発覚後、市は速やかに第三者委員会を立ち上げたんです、外部に委託をして。それを議会としては、まずは市がそういう調査をするという意味があるので、それを見守ろうという判断をしました。その上で待っていたけれども、待てど暮らせど3月に答申が出るという予定だったのが出なかった。3月議会でその話ができなかった。そして、もう少し待とうということで、コロナ禍もありましたので、6月議会でも待った。だけれども、6月議会でも何も出てこなかった。それどころか委員会すら開かれていない事実が判明した。ということがあって準備をして、9月の頭に特別委員会を立ち上げようということになって決まったんです。

その間、その裁判の間、そのことについて触れないように箝口令があったとか、そんな事実は一切ありません。

裁判のことを議員が言わないようにという話は、申合せの中にもないですし、そういう話をした事実もありません。

もしかすると、誤解されているかもしれないですけども、特別委員会が立ち上がったときに、そのときの申合せとして、議会では特別委員会で扱うものに関しては、それ以外のところで議員として発言はしないという申合せはありました。

特別委員会が終わり、もう解散した後は、それはそれを基に各議員の判断で一般質問等で追求していくことは一向に構わないという話はしております。それが事実ですので、今、事実のその前提が誤っていたので指摘をさせていただきました。

吉田委員。

**○吉田武司委員** 今の赤松議員からの御指摘なんですけれども、私はそのときには臆測での発言、またニュースレターに書き込んでの配布等は控えてくださいということは申し上げたと認



識しています。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 そういふことで、そういうニュースは、議員は結構控えてきた、長くね。それで特別委員会が立ち上がったからそこで発表して、そこで整然とされたけれども、だから私とかはしゃべってはきていないわけ、一切。状況は聞いているよ、特別委員会の会議録で。

だけれども、多くの市民は知らない。事件があることは知っているけれども、知らないのがほとんどですよ。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 特別委員会とかという話になっていますけれども、今回の議会運営委員会では、今後の姿勢をどういふふうにしていくかというところで、そっちまで掘り下げてしまうと、もともとの議論ができなくなるので、そこら辺をもう一回ちょっと戻って、今後の3月定例会をどういふふうに進めていくかという議論を今しているところなので、話をそらさずに、また戻して、今、市から提示されている部分は容認ができないという、事実誤認だというところで、また、議会としては副市長の議場への出席を認めないというところで、今、平行線になっているんですけども、そこら辺をどういふふうにして折り合いをつけていくか、どういふふうな交渉をしていくか、今後の議会としての対応だったりというところをもうちょっと詰めていくべきなのではないかと思います。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 鳥飼委員のおっしゃるとおりで、私たちはすぐにでも議論、会議、審議をしたいという気持ちでいっぱいなんですけれども、確認なんですけれども、先ほど、事実誤認があるというところのその説明がなかったというところがあります。これをいま一度正副議長、正副委員長で、そこをしっかりと説明してくれというところとどういふところで事実誤認があるのかというところを明らかにしてもらおうようにしないと、この先が進まないのかなというふうに思っていますので、いま一度そこら辺はしっかりと確認をしていただかないと、時間ばかり過ぎていて、私たちは本当にすぐにでも審議に入りたいということは、皆さん一緒の気持ちだと思いますので、そこら辺を確認できればなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私自身も吉田委員のおっしゃるとおり、まず事実をしっかりと確認した上で、事実誤認というのはどういふふうな認識を持っているのかというところをしっかりと市側に確認していくことが必要かと思っています。

それに併せて、我々が主張しているところの事実というものを、まずはしっかりと発信していくことも重要なというふうに考えております。

今回、大島秀彦副市長に対する辞職勧告決議の中では、まず1つ目に、元職員の不祥事に関する責任、そして、②に議会に対する態度、そして、③に通勤手当の二重支給の3点について

指摘し、それを基に辞職勧告を提出しております。

まず先ほどの元職員の不祥事に関する責任については、百条委員会の最終報告書を基にこちらを提出している点。

そして、②については、議会に対する態度として、様々な問責決議案の中でもどういう発言をしたのかというところの趣旨を入れて決議しています。

そして、③の通勤手当の二重支給についても、まず2か月間の庁舎の送迎と、さらには定期券の金額の支給があったと。これは事実かというふうに考えています。それについて委員会で審議がされた。その中で、不正ではなかったというふうな発言がありますが、民間の市民感覚に取ってみると、通勤手当を頂きながら自家用車だったり、庁用車を使ってその部分を二重に活用しているという点については、民間感覚とすると私は受け入れられないものだというふうに思っております。

ですので、それら3つの観点について、どこがどういうふうに事実誤認なのかを確認しなければ、我々としては到底事実誤認だから受け入れられないというような主張は、到底理解するのは難しいと考えています。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 私も、まず二重に受給しているというところで、公用車の在り方というところも、タクシーのように、もともと公用車というのは何のために使うかというところで、これ今から話すことは、副市长自身が言っていたんですけれども、秘書課の配慮でやっているというふうに言われていたんですが、そもそも公用車が秘書課の配慮でできるものなのか。もともと公用車というのは、実際どういうものに使われるものかと、簡単にそういう送迎で使ったり、それが1日、2日ではなく、2か月間使っていたということに対してどうなのかなという疑問も率直にあるので、そこら辺の回答が全くないような状況だし、そこら辺の質問をしてもちゃんとした回答が返ってきていないので、そういった部分もやっぱり疑念を抱く一つの要因なのかなという部分で、だから、事実誤認というところが何をもって事実誤認なのか、何が事実なのかというところが明らかになっていない部分で、こういうのを発表するというのも、やっぱり議員として納得ができないというか、理解ができない。

だから、そこら辺はつまびらかに市側としては説明していただきたいというところもあります。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私は今朝、この市のホームページで、問責のところをずっと読んでいたけれども、二重払いのところも何かちゃんと書いていたよ。文書でずっと書いているよ。それ一つ一つ返答して書いているよ。ただ、私のスマートフォンでは開かないのであれだけれども、家のパソコンだと添付で全部。

公用車の扱いではなくて、二重払いのことに質問していることについて、ちゃんと調べて、書いていたよ。俺、今朝見たんだよ、ちょうど。ちょっと事務局、読み上げて。

○安保友博委員長 1点確認したいんですけども、その回答がホームページに載っていることと、あと、この正式な回答文書が出る前にホームページに、その22日と26日に出席させたということが、理由としてはこういうふうに辞職勧告決議が事実誤認であり容認できるものではありませんと同じ文言なんですけれども、これというのは市のホームページに書いてあるからには、市の公式見解だと思うんですが、これだけ重要な話というのは、政策会議が開かれて、市の決定だということなんでしょうか。

これは事務局長が政策会議のメンバーなので確認したいんですけども。政策会議のメンバーとして、その政策会議に諮られたかどうかという確認をしています。

松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 その内容については、私の記憶では政策会議で諮られてはいないと思っ  
ていますが、先ほどいろいろ議論で出たと思うんですけども、赤松議員がおっしゃるとおり、  
ホームページに載っているのと、あと恐らく議会のほうで市長から発言が求められているので  
認めますと議長が了承した部分で、あの部分の回答が本会議場であったように私は記憶してい  
ます。

○安保友博委員長 確認ですけども、議長から本会議の場で市長から発言を求められていま  
すと言って、市長が回答されたもの、発言されたものというのは、問責決議に対する回答だっ  
たというふうに認識していますけれども、議長、そうではなかったでしょうか。

裏を返せば、この辞職勧告に対する事実誤認だという理由は、議会には示されておらず、ホ  
ームページに載っているだけという認識なんですけれども、それは間違いありませんか。

富澤議長。

○富澤啓二議長 今、正確な議事録がないので、判断できません。

○安保友博委員長 休憩します。（午前11時10分 休憩）

再開します。（午前11時28分 再開）

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど、吉田委員がおっしゃったように、執行部側が事実誤認と言っている  
というところで、どの部分が事実誤認か、そこをしっかりと示していただかなければ、我々と  
しては到底この今の膠着状態は解除できないと思っております。

まず、先ほどあったように問責決議の中で交通費の二重支給の部分について、市側の見解が  
述べられていると、そういう指摘がありますが、私はこの問責決議に対する回答として、到底  
市民感覚からずれたものだというふうに思っております。

通常、例えば、民間企業でバスの交通費をもらっていて、それで自転車で通っていたら、そ  
れは責任問題になるかと思えます。それが通常の市民感覚であると思いますし、それが法  
的責任があるかどうかというところを問題視しているのではなく、通常の市民感覚、市民感情  
で考えた上で我々は問題視しているというところを改めて指摘したいと思っております。

それらも含めて問題ないと、事実としては問題ないと捉えているのであれば、それは我々と

しては誠に遺憾だというふうには言わざるを得ない、そういうふうには考えています。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今、吉田委員がおっしゃったように、事実誤認について、テーマ別に説明してもらって、ただ、それを説明してもらって、それが事実誤認に当たるものであれば、私らはそこから下がらなければならないと思う。その辺を知った上で、議長か誰か行って、大勢で押しかけるのではなくて、説明だから事務局が聞くなり、事実誤認のところをどう説明されているのか、もう一回見てもらって、それで事実誤認が認められるような説明になった場合は、私たちはそこでやっぱり改めるところは、大胆に改めなければならないと思います。

○安保友博委員長 休憩します。(午前11時30分 休憩)

再開します。(午前11時35分 再開)

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も先ほどから、やはり執行部、特に市長がどのように考えているか、そしてまた事実誤認というのはどういうふうな認識に立って事実誤認と言っているのかが明らかにならない以上、このまま前には進まないのかなというふうには感じております。

例えば、再三再度、例えば議長だったり委員長が行っているといってもなかなか進まないのであれば、市長がこちらに来ていただいて、どういう思いなのかをしっかりと議事録に残る場で話していただくということも一つの手だと私は思います。

なので、そこら辺でどういう手続が最適か、一緒に議論できればいいなというふうに思っています。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 行ったり来たりして申し訳ないんですけども、やっぱりもう一つ自分が問責決議に対して疑問に思っているところが、元職員の不祥事に関する責任というところの3番目のところで、元職員によるキャッシュカードからの度重なる窃盗を放置した責任についてというところも、市としてはちゃんと回答が返ってきているんですけども、自分としては納得がいかない部分、納得というかどうかどうしてという部分があるんです。それは、その当時、窃盗していたことに対して、その現金を窃取していたことに対して、認識し得ませんでしたという、したがって、元職員の窃盗を放置した事実はありませんというふうになっているんですね。

それに対しても、確かに知らなかったから、じゃ、責任は負わなくていいのかと。例えば、会社や企業だったりした場合は、従業員が窃盗したことに対して知らなかったからそれでいいんだという話にはならなくて、それに対してやっぱり上司、直属の上司、管理監督責任を負う上司には説明責任だったり監督責任というのは出てくると思うんです。

それに対して市の主張としては、松本前市長がいたときに、自戒措置として減給措置をしているからもういいんだという答弁を繰り返しているんです。

それに対しても、今回の自戒措置というのはこれで終わりではないですよというの、議会の中でやり取りをしているんです。

松本前市長は、今後結果が出たときに、再度ちゃんと処分はしますということを公言しているんです。その松本前市長は、実際には辞職してしまっているんです。辞職して、じゃ、最終的に残っているのは誰かといったら、副市長しか残っていないんですよ。新しい市長が決まって、その市長が副市長を選任して、議会に諮ればいいですけども、それに対しても議会としてはそういうふうにやるべきじゃないかと言っても諮られないで、取りあえず任期が4年間あるから、任期を全うするためにそれはやらないというふうに突っぱねているんですね。だから、実際には柴崎市長が選任した副市長ではないんです。

だから、そこら辺の疑念というのも正直あって、じゃ、最終的に誰が責任を取っていくのという責任の所在が、そこもずっとぼやかされてしまっているような状況なので、そういった部分からしても、ここの責任の所在というのが今までずっと放置されてきたのかなというところも疑念に思っていて、じゃ、最終的に責任というのは誰が取るのというところがいつも骨抜きになっているので、そこら辺も自分からしたら市としてはちゃんとした回答を出してくれているのかもしれないんですけども、そこら辺も納得ができないというか、どういうふうに議会だったり市民に対して説明していくのかというところも疑問に思うので、先ほども鎌田委員が言っていたように、直接市長に対してどういうふうに市としては捉えて、どういうふうに解決しているのか、どういうふうに事実誤認ではないと言い切れるのかというところは確認したいところなので、ぜひお願いしたいと思います。

**○安保友博委員長** 方法として、今御意見のあった市長から直接お話を聞かないと分からないのではないかということに関して、考えられる手段としては、この議会運営委員会の場にお呼びして、そういう質疑を行うという方法と、あとは全員協議会を開いて、そこに説明してもらって立場として来ていただく、そういう方法が取れるかなと思うんですけども。

先ほど菅原委員からも御指摘がありましたように、水面下のオフレコのところで話をすると、言った言わないの話が当然出てきますし、先ほどの繰り返しになりますけれども、仮に記録を取ったとしてもそれは正式な記録ではないので、議会としてもしっかり正々堂々と言うことは言うし、聞くことは聞きますよという態度は示したほうがいいかなというふうに私も思いますので、そういう方法のどちらかかなと思いますが、皆さんの意見がありましたらお伺いしたいと思います。

鎌田委員。

**○鎌田泰春委員** 今回の辞職勧告については、13人の議員が賛成し、提出して、それが事実誤認であると言われております。

ですので、少なくともその13人の議員は、何が事実誤認かというところをしっかりと聞かなければ納得ができないと思いますので、議会運営委員会というよりは全員協議会のほうが適切なのではないかと考えております。

**○安保友博委員長** どちらにするかという議論ではなくて、今選択肢を2つ私のほうから提案しましたけれども、それ以外にもあればそれも。

吉田委員。

○吉田武司委員 あした本会議があるということで、今日どういう方向にするか、全員協議会に持っていくという場合は、またかなりの時間が過ぎてしまうのかなと思うので、1回ここで正副議長、正副委員長でそのことについて確認してきていただければ、また午後から議会運営委員会を開いて、そこで報告をしてもらって、ここでまた協議をしていって、その後にもうどうしようもない場合は全員協議会を開いて、市長に質問する、確認するというほうがいいのかと思います。

私たちは、もう今すぐにでも議会を開いて進めていかなければいけないという気持ちが皆さんいっぱいあるので、そのようにしないとあしたの本会議を開けなくなる可能性があるので、今日はそのための議会運営委員会かと思いますので、そのところを確認していただければと思います。

○安保友博委員長 休憩します。（午前11時44分 休憩）  
再開します。（午前11時46分 再開）

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど、13人の議員が少なくとも聞けるほうがいいのかという形で全員協議会が適していると発言をしたんですけども、現状だと本当に議会として、3月定例会がもう喫緊に迫っている中で、例えばこれから全員協議会を開くとなると、また事務局の負担等様々ありますし、できる限り早期の再開を望まれると、私は一番そこが重要なところかなというふうに思っていますので、まずは何よりも早く、今回の議会運営委員会、午後からでも出席いただけるのであれば、それはすごくありがたいなと思いますし、そういった形で取りあえず、まずは早期に議事録が残るような形であれば、形等は特に全員協議会であったとしても、議会運営委員会であったとしても、問題ないのかなというふうに思います。

○安保友博委員長 休憩します。（午前11時47分 休憩）  
再開します。（午前11時48分 再開）

今の話は、午後から市長が来られるか確認して、市長提案でこの後、市長のスケジュールを確認した上で、もし可能であれば午後再開をして、そこで市長を呼んで質疑を行うと、その意思を確認するというですけれども、それについていかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、異議がありませんので、そのように決しました。

それでは、この後、市長のスケジュールを確認し、問題がなければ午後再開ということで進めていければと思います。

また、スケジュールで問題がありそうな場合には、追ってお知らせをいたします。ということですので、再開は追ってお知らせをするというふうにしたいと思います。

休憩します。（午前11時50分 休憩）  
再開します。（午後 1時46分 再開）

富澤議長。

○富澤啓二議長 先ほど、市長のほうにこの回答書の実事誤認の理由を記してくださいとの要望をいたしました。承諾をしております。

ただし、回答と行き違い等が出る場合、懸念がありますので、質問書を作っていたら、それに沿って丁寧に回答すると、その旨がございました。

また、本日は、来客、また公務によってこちらに来られないとの返事がございました。

やっていただきたいのが、この事実誤認、どこの点が事実誤認か、議会運営委員会のほうで作成をしていただいたものをできる限り早く、できれば本日中に回答として出す用意があるということでありました。

○安保友博委員長 ただいまの議長の報告を前提に御意見を募りたいと思います。

御意見のある方は挙手を願います。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 質問状を作るという点に関してなんですけれども、どのような点が事実誤認であるのか、辞職勧告を含めて決議した内容に対してどのような点が事実誤認と捉えられているのかというところのみかなというふうに私は考えております。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 市側の提案について、正直どのように対応していったほうがいいのかというのが、ただ単にこっちは質問状を作って、向こうが回答するというのではなくて、現状それぞれの認識が違う中で質問を投げかけても、その捉え方が違ったら的確な回答が返ってこないというのが今までのやり取りの中で見えているのに、それをやったところで本当に解決策になるのかという疑問が、自分は正直あって、そうならないためにも実際に来て、この議事録の中にしっかりと残して、その整合性というのを諮って、明らかにしていく必要があるのではないかというふうに思うんです。

だから、そこら辺の質問状を出す、受け付けますというものに対して、本当に今後前に進むようなやり取りなのかというものに対してちょっと疑問を感じています。

○安保友博委員長 そうすると、その質問状を出してほしいという市側の要請がありましたけれども、まずは質問状を作成して出すかどうかのところから決めたいと思うんですけれども。

吉田委員。

○吉田武司委員 今回、市長をこの場に呼んでやり取りをするという、質問をするというふうに先ほど決めて、質問状を出すということはもうなしで、さっきの話だここに直接市長を呼んで、市長とその話をしたいということなので、市長が来られないのであれば、もうそれでいいんじゃないかなと思いますけれども。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど、鳥飼委員もおっしゃったように、質問状を作って、提出して、それで実際にそんなしっかりとした回答が来るのかどうかというところが不安だみたいなお話をさ

れていたかなと思うんです。

何度も何度もこういったやり取りが、議長等含めて委員長も行ってくださって、だからこそ直接呼んでお話ししようというところに行き着いたところだったと思うので、だから、本来的には質問状という形ではなくて直接来ていただく形のほうが、そもそも趣旨に沿っていますし、お互いにやり取りができるというところがよいのかなとは思っています。そういったところを、逆に言うと質問状をくれればという形でやって、拒否されてしまっている部分なのかなと思うんですね。

要は、我々としては話し合っ、どこが事実誤認なのかというところをしっかりと議論すればというのが、つくられなくなってしまったというところについて考えると、本来だったらそういったものが何かしらの形でお互いに話し合うという場面を、質問状という形で暗に断られてしまったというところを考えると、ちょっとそこはなかなか難しいものなのではないかなと思います。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 私も質問状というか、市側が議会のほうに寄り添って来ていないという客観的な話がある中で、議会として寄り添って、その話を直接伺いたいという話をここで決定して、それで来てほしいという話をしたときに、今日は公務があって時間が取れないという話は理解しますけれども、これだけの非常事態、異常事態というか、こういう状況の中で、例えばですけども5時にこだわらずに、例えば6時でも、7時でも8時でも、もしくはあしたの朝、早朝でもいいですが、時間外も含めてとにかく1回来て、話をしたいとなるものかなというふうになんか期待はしていたんですが、それもなくて書面で済まそうとする。

書面というのも自ら出して、こういう考えですというふうに出してきたのではなく、こちらはその内容が分からないという話を議長から打診しているにもかかわらず、何を聞きたいのかということをもた改めて問うている。これは、今、鎌田委員が発言されたように、暗に来ることを拒まれたのかなというふうにも思います。

ですので、先ほど吉田委員もおっしゃったように、これ以上、こちらから強制的にアプローチをする必要はないのかなというふうにも考えます。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

いかがでしょうか。

特に意見がなければ、質問状を作成する必要はないというふうに議会運営委員会として判断するというところで異議ないでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決しました。

今後の日程について協議したいと思います。

議長からお願いします。



富澤議長。

○富澤啓二議長 会期日程ですが、3月1日は、予定でしたら議案に対する質疑がスタートするのですが、何分、開会から止まっておりますので、その分が下にずれて、スライドするのはもうやむを得ないのかなと思います。

日程的な考え方について、事務局長からお伝えしてもらったほうがよろしいかと思います。

○安保友博委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 あしたは予定とすれば施政方針からという形で延会になっておりますが、例えばと言っていいかどうか分からないんですけども、万が一、延会ということになるとすると、そのままスライドして、本来であれば来週月曜日から常任委員会なり、その分科会というのが開かれる予定ですが、本会議をスライドさせていくということになりますので、先ほど議長が言ったことになりましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今の議事日程的には、正直未定な部分ですよね。そこら辺の市民に対しての周知という部分で、日程が決まり次第新たに報告しますとか、そういうふうに書いておかないと、市民の人は当初こういう方向で進みますよという日程がもう出されてしまっているのだから議会のホームページにするか、市のホームページにするかは別として、しっかりと今後の議会日程はまだ決まっていないことは周知しないと、またさらに混乱を来すことになるのではないかな。決まり次第お知らせしますぐらいのことは書いておいたほうがいいのではないかなと思うんですけども、そこら辺の対応はどういうふうに考えていますか。

○安保友博委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 何分、その日になってみないと会議が開かれるか、延会となるかという判断が付きませんので、それが決まらなるとそれ以降の日程が当然決まらない形になりますので、今からこういう予定ですということはホームページのほうではお知らせできませんが、あしたはこういうことでやりますと前日には言えると思うんですけども、そこで流れるとまたこういうふうになります。

だから、一日一日の先のことしか、多分お知らせすることが難しいのかなというふうに考えます。その先の何日かまとめて21日までの閉会日までにはこうやりますというのは、その日その日で変わってくるので、公開は難しいと。なので、一日一日出していく形になろうかと思いません。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 そう考えると、今実際にはその掲示板には一般質問の日にちとかがもう張られているんですね。取りあえず張られたものに対しては撤去というか、はがさないで、現状ではホームページを見ていなければ、掲示板だけを見ればやるというふうに思うので、だからそこら辺の状況をちゃんと把握していればいいですけども、していなかったときにまた市民に混乱を来すということで、どういう対応をしていったほうがいいのか。

○安保友博委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 考えられるのは、当然今のあのポスターの日程が違っていただきますので、議員の皆様が市内掲示板に張っていると思いますので、それははがしていただくということになるかと思います。

○安保友博委員長 今の点について、特段異議がなければそのようにしたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにします。

張られたものについては、各自が責任を持って速やかにはがしてください。

菅原委員。

○菅原満委員 先ほどの事務局長からの話ですが、本会議をスライドさせていくということなんですけれども、あした開いて、もし延会あるいは開会されても、それ以降、月曜日の予定はあした知らされるという理解でよろしいのでしょうか。要は、翌日のものは前日に教えていただけるのかどうか、その辺、確認させてください。

○安保友博委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 これから議長と相談になりますが、想定できるのは、1日目にあつた施政方針、議案の報告上程、施政方針に対する質問、2月26日の第5日にあつた議案の提案説明、それと先議関係、それと選挙管理委員会及び補充員の選挙、このあたりまでが明日の日程になるかと思います。この辺はまた議長と相談してということになります。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 2時02分 休憩）

再開します。（午後 2時03分 再開）

本日協議すべき事項は以上かと思いますが、ほかに委員の皆様から何かあればお願いします。  
菅原委員。

○菅原満委員 選挙管理委員会委員と補充員の任期についてだけ確認させてください。

○安保友博委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 3月14日までとなります。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、以上といたします。

本日の記録及び会議の公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 2時04分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      安 保 友 博